

立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）
大学院学生研究
2016年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院	経済学	研究科	経済学	専攻
研究代表者 (2017年3月現在のものを記入)	在籍研究科・専攻・学年		氏名		
	経済学研究科・経済学専攻・博士課程後期課程4年		金 敏 貞 印		
指導教員	所属・職名		氏名		
	経済学部・教授		池上 岳彦 印		
自然・人文・社会の別	自然	・	人文	・	<input checked="" type="checkbox"/> 社会
			個人・共同の別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	・ 共同 1名
研究課題	韓国における国民福祉年金の成立過程の考察				
研究組織 (研究代表者・共同研究者) ※2017年3月現在のものを記入	在籍研究科・専攻・学年		氏名		
	経済学研究科・経済学専攻・博士課程後期課程4年次		金 敏 貞		
研究期間	2016 年度				
研究経費 (1円単位)	(支出金額) 199,812円 / (採択金額) 200,000円				

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

韓国の公的年金である国民年金は1988年より実施されたが、その前身が1973年に成立した国民福祉年金である。本研究では、韓国における国民福祉年金導入時の経済・社会的状況をみたく、国民福祉年金の成立過程を考察し、実際に実施されなかった理由を探ろうとした。特に、本研究では、国民福祉年金の延期を外在する原因から説明してきた先行研究に対し、制度自体の持つ脆弱性に注目し、そこに内在する原因を延期理由として強調した。その際、日本の国民年金と照らし、韓国の国民福祉年金における特例老齢年金、保険料の補助、国庫負担の不十分さを、制度が抱えている問題として指摘した。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

{ 韓国の公的年金 } { 国民福祉年金 } { 日本の国民年金 }

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

研究テーマ：韓国における国民福祉年金の成立過程の考察

【研究の概要】

現在、韓国における公的年金制度は、拠出制の国民年金と特殊職域年金（公務員年金、軍人年金、私学教職員年金）と無拠出制の基礎年金からなっている。そのうち、国民年金は一般国民を対象する年金で、1988年より実施された。その前身が1973年に成立した国民福祉年金であり、翌年より実施される予定であったが、オイルショックによる経済不況対策として政府は緊急措置を公表し、74年1月に年金の実施を延期した。その後、実施の見送りが何回も繰り返られ、結局無期に見送りされた。

本研究の目的は、この国民福祉年金の成立過程を考察し、実施が延期された理由を明らかにすることである。

韓国において年金の導入に関する研究は60年代後半から行われてきたが、実際に政策として議論されるようになったのは72年に入り、当時国策研究院の韓国開発研究院の研究者たちの研究による。特に、韓国開発研究院の院長が国民年金に関心を持ち、当時の朴正熙大統領に報告し、その報告を受けた朴大統領が国民年金導入に対して具体的な研究を指示し、73年1月に国民年金の導入準備について初めて公にした。それから韓国開発研究院と保健福祉部が年金案を出し、各々の年金案に対する議論を経て同年12月に成立したのが国民福祉年金である。

国民福祉年金を導入した目的としては大別福祉強化と内資調達があげられる。前者は70年代の急速な経済発展に伴い、核家族化、高齢者の生活保障や雇用問題のような社会問題が生じて福祉強化の目的で年金を導入したとし、孫(1983)とベ(2015)の研究が代表的であり、後者は重化学工業の資本を年金積立金から賄うため、国民福祉年金を導入したとし、全(1982)とヤン(2007)の研究が代表的である。

上述のように朴大統領の指示により韓国開発研究院と保健福祉部はそれぞれの年金案を出す。適用対象、保険料、給付額、運用機構などにおいて相当の違いがあり、実務委員会や広聴会を経て各項目を折衷して73年9月に国民福祉年金の基本要綱を国民に公開した。そうすると国民やマスコミによる批判的な世論が高まった。政府は批判的な世論を受け、若干修正を行ったものの、9月の基本要綱を維持した。これは国務会議で議決され、同年12月に国会で可決された。この国民福祉年金は翌年より実施される予定であったが、74年1月に、73年10月に生じたオイルショックによる不況や物価急騰などに対処した政府の措置（緊急措置第3号）により同年12月まで延期された。その後、国民福祉年金の実施は何度も延期され、75年11月に国民福祉年金の施行日が「別途に大統領令で定める」とされ、事実上無期延期となった。その後、73年の国民福祉年金は全面改正され、1986年国民年金法に至る。

【研究成果】

上述したように、韓国における国民福祉年金は予定通り実施されなかった。

国民福祉年金の実施延期に関する先行研究をみると、重化学工業のための資本を調達するために年金を導入したが、成立過程で当初案とは異なり、資金調達のインセンティブ効果が低くなったこと、北朝鮮の所得税の廃止、オイルショックによる経済の悪化など、国民福祉年金の実施延期を外在する原因から説明していた。これに対して、本研究は、国民福祉年金の持つ脆弱性に注目し、内在する原因から年金の実施が延期された理由を探ろうとした。その際、日本の国民年金の成立過程を照らし、日本の国民年金に盛り込まれていた3つの仕組みに注目した。それが、無拠出制の福祉年金、保険料免除制度、国庫負担であり、このような仕組みにより日本の国民年金は様々な課題はあったものの、国民にとって年金の必要性および理解を高めることができた。それに対し、韓国の国民福祉年金において、福祉年金に当たる特例老齢年金、国庫負担はあったが、特例老齢年金は拠出を基本としながら、加入期間を短縮する措置に過ぎないし、国庫負担も日本のように給付費の3分の1を負担するものではなく、国民福祉年金事業の運営に必要な費用を負担することに止まり、すでに高齢に達した者、低所得者など、年金の恩恵を国民が感じるができなかったと考えられる。このように制度自体が脆弱性を抱えていたことと、オイルショックによる経済的影響や北朝鮮の所得税の廃止のような社会的・政治的影響が相まって、国民の支持を得られず、実施が延期された理由であると考えられる。

【参考文献】

孫鶴奎(1983)『社会保障・社会開発論』集文堂。

全涌軫(1982)「国民福祉年金制度の政策樹立過程に関する研究」『論文集』崇田大学校地域開発大学院、257-274頁。

研究成果の概要 つづき

ベ・ジュンホ (2015) 「国民年金導入目的：内資動員説の批判的検討」『年金研究』第 5 巻第 2 号、1-41 頁。
ヤン・ジェジン (2007) 「維新体制下福祉年金制度の形成と施行留保に関する再考察」『韓国ガバナンス学会報』第 14 巻第 1 号、87-108 頁。

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

④その他

【学会発表】

金敏貞 (2016)「韓国における国民福祉年金の成立と延期」、第133回社会政策学会大会 (同志社大学今出川キャンパス)、10月16日。